

令和 6 年 7 月 1 日

市政記者クラブ 様

緑区徳重支所区民福祉課
担当：竹内・高瀬（電話 875-2207）

新高額障害福祉サービス費支給申請の勧奨文書の送付漏れについて

このたび、緑区徳重支所区民福祉課において、新高額障害福祉サービス費支給申請の勧奨文書の送付漏れがありましたので、下記の通りご報告いたします。

記

1 概要

事務担当者の交代により新高額障害福祉サービス費（以下「サービス費」といいます。）の事務を引き継いだ職員が、今年 6 月の勧奨対象者を調べたところ、該当者の中で、過去に勧奨文書の送付漏れのあることが令和 6 年 6 月 17 日に発覚しました。これを受け、過去に遡って勧奨対象者を調べたところ、計 4 人について、勧奨文書の送付漏れのあったことが判明しました。

この勧奨文書の送付漏れがあったことにより、勧奨対象者のサービス費の支給手続きが遅れることになりました。

（サービス費の適用年月及び金額）

対象者	サービス費の適用年月	金額
A さん	令和 4 年 1 月分 ～ 令和 6 年 3 月分	244,107 円
B さん	令和 4 年 10 月分 ～ 令和 6 年 1 月分	271,813 円
C さん	令和 5 年 1 月分 ～ 令和 5 年 3 月分	23,095 円
D さん	令和 5 年 11 月分 ～ 令和 6 年 3 月分	43,922 円
合 計		582,937 円

2 対応

対象となる 4 名のうち、3 名については連絡がつき、謝罪をした後、勧奨文書を送付いたしました。残りの 1 名については、現時点では連絡がついておりませんので引き続き連絡します。

3 原因

障害福祉担当内で当該事務に関するマニュアルの理解が不十分であったことに加え、過去の事務担当替えに伴う引継ぎも十分になされていなかったことから、毎月、勧奨対象者を把握して、勧奨文書を送付するということが、組織内で共有できていませんでした。

4 再発防止策

マニュアルに基づき、毎月、勧奨対象者を把握して、勧奨文書を送付するということを組織内で再度確認・徹底します。また、令和6年7月から勧奨対象者が不在の場合にあっても決裁を取るよう変更し、毎月の送付事務にかかる工程を決裁等により組織的にチェックできる仕組みを構築します。

(参考) 新高額障害福祉サービス費

新高額障害福祉サービス費とは、65歳になる前から障害福祉サービスを利用し続けていた方が65歳以上になり、利用しているサービスが介護保険サービスに移行したことで発生する利用者負担額を還付(返還)するもので、平成30年4月から制度運用が始まりました。

対象者要件

下記対象者要件「1」～「4」の全てを満たしている者。また、全て満たしていれば現在障害福祉サービスの支給決定を受けていない者(例:介護保険サービスのみ利用中の人も新高額の対象となる)。

1 65歳に達する日前5年間(入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き介護保険相当障害福祉サービス(※1)に係る支給決定を受けていたこと。

なお、障害者自立支援法全面施行(平成18年10月1日)以降において、65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であれば対象となる。

2 障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が65歳に達する日の前日の属する年度(※2)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)であったこと又は障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が65歳に達する日の前日の属する月において被保護者若しくは要保護者であって、境界層該当者として負担軽減措置を受けていたこと。

3 65歳に達する日の前日において障害支援区分(障害程度区分)が区分2以上であること。

4 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

※1 介護保険相当障害福祉サービス…居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2 65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合は前年度の所得区分